

## 「働き方改革」とは？

Q 昨今、働き方改革という言葉を目にする機会が増えましたが、実際どういう事で、何をしようとしているのですか。

A 政府は昨年「働き方改革実行計画」を策定して、長時間労働が慢性化している現在の状況を是正し、また近い将来、人口減少による働き手不足等を解消して、一人ひとりのライフスタイルを尊重してかつ、生産性を向上させる社会（一億総活躍社会）に変えようとしています。具体的には次の項目が重要課題として取り上げられています。

### 【長時間労働の改善】

現行制度では、1日8時間、1週40時間の法定労働時間を越える場合、労使間で36協定を結ぶ必要があります。現在の限度時間は厚生労働省の「告示」により定められていますが、法的拘束力はありません。そこで、法改正する事により、罰則付きの時間外労働の上限規制を導入して、長時間労働の改善に取り込もうとしています。

### 【同一労働同一賃金】

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間での不合理な待遇格差の解消を目指すもので、ガイドライン案では、基本給・昇給・各種手当・福利厚生等の決定

に関しては、立場上での待遇格差ではなく、能力や資質にゆだねるべきといった踏み込んだ内容になっています。

合理的でない場合、直ちに労働基準監督署の指導に遭うことはありませんが、労働者と法定闘争になった場合、何等かの不利益を被る可能性はあります。

### 【高齢者の就労促進】

近い将来、生産年齢人口の減少により働き手の確保が必要となります。勤労意欲の高い高齢者の定年延長や再就職の支援の強化に取り込もうとしています。

詳細の情報は首相官邸のHP（働き方改革実現会議）に掲載されています。